



令和元年 10月23日 (水)  
(2019年)

No. 15037 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力等を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆リーチサイト規制の現状と今後…………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (10)  
☆ [春宵一刻] レオナルド・ダ・ヴィンチと渦巻き (12)

# リーチサイト規制の現状と今後

弁護士 柳澤 俊貴

## 第1 はじめに

昨今、権利者に無断で複製された漫画や雑誌等の著作物へのリンクをネット上でひとまとめにしたリーチサイトが社会問題化している。平成29年10月には、国内最大級のリーチサイト「はるか夢の址」の運営関係者が著作権法違反で逮捕され、平成31年1月17日には実刑判決が下された。また、人気漫画をインターネット上に無断で掲載していた海賊版サ

イト「漫画村」の元運営者が令和元年9月24日に身柄を拘束されたフィリピンから日本に強制送還され、著作権法違反の疑いで逮捕されたのも記憶に新しい出来事である。このような事態を受けて著作権法の改正ではリーチサイト規制が議論され、リーチサイト規制の条項案についても作成されている。

今回は、著作権法改正前の規制のない現状でどのように法的対応をすべきなのか、また、どのような

**SANKYO** PATENT ATTORNEYS OFFICE

## 三協国際特許事務所

会長 弁理士	小 谷 悦 司	(機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士	川 瀬 幹 夫	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	櫻 井 幸 智	(電気・電子)
弁理士	西 脇 浩 治	(機械)
弁理士	脇 谷 治 子	(電気・電子)
弁理士	大 坂 彦 成	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	福 山 彦 成	(電気・電子)
弁理士	宇 佐 美 本	(化学・材料・機械)
弁理士	山 治 正 直	(機械・電気・電子)
弁理士	上 野 山 治	(化学・材料)
弁理士	西 田 村 村	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	中 原 直 洋	(機械・化学・材料)
弁理士	神 原 三 子	(機械)
弁理士		(化学・材料)

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階  
T E L : 06-6233-1456 (代表) F A X : 06-6233-1471 (代表)  
E - mail : sokei@sankyo-pat.gr.jp  
U R L : <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

所長 弁理士	小 谷 昌 崇	(機械)
弁理士	村 松 敏 郎	(機械)
弁理士	平 並 洋 也	(電気・電子・機械)
弁理士	田 川 鉄 也	(意匠・商標・不正競争)
弁理士	佐 藤 興 晶	(機械)
弁理士	西 藤 千 高	(商標・不正競争)
弁理士	林 高 弘	(電気・電子)
弁理士	渡 邊 貴 平	(電気・電子・機械)
弁理士	福 成 信 介	(商標・不正競争)
弁理士	行 武 勉 孝	(機械・電気・電子)
弁理士	山 本 平 博	(電気・電子・機械)
弁理士	出 本 康 康	(機械・化学・材料)
弁理士	杉 田 昌 志	(化学・材料・機械)

法改正が必要なのかを検討していく。

## 第2 リーチサイトとは

リーチサイトとは、インターネット上にある違法コンテンツに利用者を誘導するためのURLやリンクを集めて掲載するサイトのことである。もっとも、このリーチサイト自体には著作権者の許可なくアップロードされたマンガ、書籍、音楽、アニメ、映画等の違法コンテンツが掲載されているわけではない。しかし、利用者は簡単に違法コンテンツが掲載されているサイトにアクセスできるようになるため、著作権侵害を助長していることから大きな問題になっている。

なお、リーチサイトではなく元になっている海賊版サイトを規制することが抜本的な解決ではあるが、サーバの設置場所が海外にあると共に、仮に運営者や投稿者が日本国内にいる者であったとしてもCDN(中継システム)<sup>1</sup>を利用してオリジナルのサーバを隠蔽したり防弾ホスティング<sup>2</sup>を利用して運営者を隠蔽したりする等、運営者やオリジナルサーバを追跡困難にして証拠がつかめない場合がほとんどである。そこで、リーチサイトを規制することで海賊版サイトへのアクセスを減少させることが著作権侵害による被害を減少させるための現実的かつ有効な対策とされている。

## 第3 リーチサイト規制を検討するうえで参考となる裁判例

### 1 大阪地判平成31年1月17日(平成29年(わ)第4356号)

まずは、リーチサイトの問題が世間的にクローズアップされ、リーチサイト規制を検討するきっかけとなった刑事事件である大阪地判平成31年1月17日(平成29年(わ)第4356号)を取り上げる。

#### (1) 事案の概要

この事案は、平成29年10月31日、日本最大級のリーチサイトとされる「はるか夢の址」を通じて漫画作品を権利者に無断で、共謀の上公開していたとして、アップロード者およびサイト運営者らが著作権法違反の疑いで逮捕され、著作権法違反・不正指令電磁的記録作成等の罪で起訴されたものである。なお、この「はるか夢

の址」は具体的には次のようなサイトであった。

はるか夢の址は、リンクを投稿するサイトでありリンクを投稿する者と、サイトという場を設定・運営する者は別の人物が行っていた。このサイト運営者は、リンク投稿者について13段階の階級を設定し、ネットに初めて出回るようなニーズの高い最新雑誌や新刊コミックへのリンクを掲載する「優良投稿」を行うとポイントや勲章が付与され、階級が上がっていく仕組みを作っていた。このように投稿者を競わせる仕組みなどを巧みに使うことで、はるか夢の址には新作にたどりつけるリンクが多数掲載され、最盛期には月間訪問者数が1200万人規模とも言われるサイトになっていたのである。

#### (2) 判決の概要

本判決では罪となるべき事実が次のように認定された。

「被告人3名は、・・・インターネットサイト・・・を運営・管理していたものであるが、・・・15名と共謀の上、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を受けないで、・・・平成28年3月2日から平成29年7月18日までの間、48回にわたり、埼玉県草加市内・・・15か所において、同所に設置されたパーソナルコンピュータを使用してインターネットを介し、・・・著作物である漫画・・・68点の各書籍データを、インターネットに接続された自動公衆送信装置であるサーバコンピュータの記録媒体に記録・蔵置した上、平成28年3月2日から平成29年7月18日までの間、48回にわたり、・・・前記パーソナルコンピュータを使用してインターネットを介し、前記各書籍データを記録・蔵置した場所を示すURLを、・・・サーバコンピュータ内の記録媒体に記録・蔵置し、インターネットを利用する不特定多数の者に・・・著作物68点の各書籍データを自動公衆送信可能な状態にし、もってそれぞれ前記著作権者の著作権を侵害した。」

上記のとおり、本判決では、著作物をアップロードする行為(行為①)とリンク掲載行為(行為②)の両方が、罪となる行為と認定された。